

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への保証制度のご案内

茨城県信用保証協会は、新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業の皆様を対象とした保証制度により、資金繰りのサポートをしております。

制度名	経営安定関連保証		危機関連保証
	4号	5号	
ご利用いただける方	中小企業信用保険法第2条第5項第4号にかかる市町村長の認定を受けた方 ※①かつ②に該当することが必要 ①指定地域（注1）において1年間以上継続して事業を行っていること ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること	中小企業信用保険法第2条第5項第5号にかかる市町村長の認定を受けた方 ※①又は②に該当することが必要 ①指定業種（注2）に属する事業を行っており、直近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少していること（注3） ②指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない方	中小企業信用保険法第2条第6項の規定により経営の安定に支障が生じていることについて市町村長の認定を受けた方 ※①かつ②に該当することが必要 ①金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっていること ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
	保証限度額（注4）	法人・個人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	法人・個人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
保証期間	運転資金 10年以内（据置期間2年以内） 設備資金 20年以内（据置期間2年以内） 運転設備併用 10年以内（据置期間2年以内）	10年以内（据置期間2年以内）	
融資利率	金融機関所定		金融機関所定
信用保証料率	年0.70%	年0.80%	年0.80%
対象資金	経営の安定に必要な事業資金		経営の安定に必要な事業資金
責任共有制度	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外
担保	必要に応じて		必要に応じて
保証人	原則法人代表者のみ（個人事業主の方は原則不要）		原則法人代表者のみ（個人事業主の方は原則不要）

（注1）告示にて指定された地域__47都道府県全域

（注2）告示にて指定された業種__詳しくは中小企業庁のホームページをご確認ください

（注3）令和2年2月以降直近3か月の売上高が算出可能となるまでは、直近の売上高等の減少と売上高見込みを含む3か月間の売上高等の減少でも可能。

（注4）災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る）、東日本大震災復興緊急保証、経営安定関連保証、危機関連保証と合わせて5億6,000万円となります。

（注5）審査の結果ご希望に添えない場合があります。

企業とえがく地域の未来 いばらきの地方創生を応援します！

茨城県信用保証協会

ホームページはこちら



LINE@はこちら



本店営業部

〒310-0801
 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
 保証課県央・鹿行グループ ☎029-224-7812
 保証課県北グループ ☎029-224-7826
 調整課期中支援グループ ☎029-224-7813

土浦支店

〒300-0043
 土浦市中央二丁目2番28号
 保証課県南グループ ☎029-826-7812
 保証課県西グループ ☎029-826-7826
 調整課期中支援グループ ☎029-826-7813

経営支援部

〒310-0801
 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館2階
 経営支援課 ☎029-224-7858
 創業支援課 ☎029-224-7865